

業界団体へのヒアリング事項

持続可能な物流の実現に向けた検討会 中間取りまとめ（抜粋）

3. 課題を踏まえた政策の方向性について

- 物流が抱える諸課題の解決のために、政府においては、事業者が取り組むべき事項について、多くのガイドライン等を策定してきているものの依然解決されておらず、2024年を前に諸課題が先鋭化・鮮明化している状況となっている。
- ガイドライン等についてインセンティブ等を打ち出して有効に機能するようにするとともに、類似の法令等を参考に、規制的措施等、より実効性のある措置も検討すべき。
- 物流事業者が提供価値に応じた適正対価を収受するとともに、物流事業者の構造改革・生産性向上を図り、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会の「三方良し」を目指す。

（1）荷主企業や消費者の意識改革について（略）

（2）物流プロセスの課題の解決に向けて

- ①待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置の検討
- ②契約条件の明確化、多重下請構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置の検討
- ③物流コスト可視化の検討
- ④貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等及び標準的な運賃に係る延長等所要の対応の検討
- ⑤トラックドライバーの賃金水準向上に向けた環境整備の検討

（3）物流標準化・効率化（省力化・省エネ化・脱炭素化）の推進に向けた環境整備（略）

業界団体ヒアリングの趣旨・目的

- 「持続可能な物流の実現に向けた検討会」の中間取りまとめにおいて、「経営者層の意識改革を促す措置」「待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」「契約条件の明確化、多重下請構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置」について、既存法令を参考に検討すべきであるとしている。
- 別分野の既存法令として、エネルギー政策の観点からの規制（エネルギー使用の合理化等に関する法律。以下「省エネ法」）では、荷主や輸送事業者に対して計画の作成や取組の報告を求める手法が法体系として確立しているため、その手法を参考として例示しつつ、物流政策の新規立法措置を行うことを念頭に検討する。検討材料として考えられるものを例示し、業界団体等へのヒアリング等を通じて、最終取りまとめ（令和5年夏頃）までに具体化していく。
- 現在、本検討会のオブザーバー団体に対して本資料を展開し、事務局において業界団体への個別ヒアリングを行った上で、必要に応じて、本検討会においてもご発表いただき、議論を行う。

【資料構成】

- ① 発荷主に対する措置
- ② 着荷主に対する措置
- ③ 物流事業者に対する措置

発荷主事業者に対する措置（１）

- 「待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」に関し、省エネ法を参考として、引き渡す貨物の量が一定規模以上の発荷主事業者に対して中長期計画の作成・提出と報告義務を設けることが考えられる。

	【参考】省エネ法（荷主）	新規措置案
発荷主事業者に対する措置	① 政府は、荷主の省エネの判断基準を提示 ※エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする ② 政府は、特定荷主（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定荷主による省エネの中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定荷主による省エネの取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定荷主に対する政府の勧告・命令	① 政府は、発荷主事業者の物流生産性向上（物流負荷軽減）の判断基準を提示 ② 政府は、特定発荷主事業者（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定発荷主事業者による物流生産性向上の取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定発荷主事業者に対する政府の勧告・命令

発荷主事業者に対する措置（２）

- 「経営者層の意識改革を促す措置」について、省エネ法のエネルギー管理統括者（工場等を対象）を参考として、発荷主事業者に物流管理統括者（役員クラス）の選任を義務づけることが考えられる。これにより、発荷主事業者の経営者層を含めた物流生産性向上の意識醸成を図る。

	【参考】省エネ法（工場等）	新規措置案
発荷主事業者に対する措置	① 特定事業者は、中長期的な計画の作成事務、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（エネルギー管理統括者）を選任 ② エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。（＝役員） ③ 特定事業者は、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。	① 特定発荷主事業者は、中長期的な計画の作成事務、物流生産性向上に関し、物流管理統括者を選任 ② 物流管理統括者は、事業実施を統括管理する者をもって充てなければならない。（＝役員） ③ 物流管理統括者の選任・解任について、発荷主事業所管大臣に届出。

発荷主事業者に対する物流生産性向上の判断基準のイメージ

- 発荷主事業者の判断基準については、大臣告示として作成・公表。
- 発荷主事業者の業種ごとに取り組むことが可能な内容が異なるため、取り組むべき内容については、業種別基準の作成を可能とするなど、業種固有の事情に配慮する必要がある。

記載事項（イメージ）

1. 取組方針の作成及びその効果等の把握
 - （1）取組方針の策定
 - （2）社内体制の構築
 - （3）物流に関する実態把握
2. 物流生産性向上の目標及び計画的に取り組むべき措置
 - （1）目標の設定
 - （2）輸送の効率化に資する措置
 - ①納品回数の削減
 - ②積載効率の向上（輸送ロットの拡大等）
 - ③商取引における物流コストの可視化 等
 - （3）労働時間の削減に資する措置（物流供給の確保に資する措置）
 - ①荷積みに係る待機時間の削減（バース予約システムの導入等）
 - ②荷積みに係る附帯作業時間の削減（標準パレットの活用等）
 - （4）運賃の適正収受に資する措置
 - ①運送契約における運賃・料金の明確化
 - ②運送契約における契約条件（附帯作業等）の明確化

着荷主事業者に対する措置（１）

- 「待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」に関し、省エネ法を参考として、受け取る貨物の量が一定規模以上の着荷主事業者に対して中長期計画の作成・提出と報告義務を設けることが考えられる。

	【参考】省エネ法（荷主）	新規措置案
着荷主事業者に対する措置	① 政府は、荷主の省エネの判断基準を提示 ※エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする ② 政府は、特定荷主（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定荷主による省エネの中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定荷主による省エネの取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定荷主に対する政府の勧告・命令	① 政府は、着荷主事業者の物流生産性向上（物流負荷軽減）の判断基準を提示 ② 政府は、特定着荷主事業者（輸送量が一定規模以上）を指定 ③ 特定着荷主事業者による物流生産性向上の中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定着荷主事業者による物流生産性向上の取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定着荷主事業者に対する政府の勧告・命令

着荷主事業者に対する措置（２）

- 「経営者層の意識改革を促す措置」について、省エネ法のエネルギー管理統括者（工場等を対象）を参考として、着荷主事業者に物流管理統括者（役員クラス）の選任を義務づけることが考えられる。これにより、着荷主事業者の経営者層を含めた物流生産性向上の意識醸成を図る。

	【参考】省エネ法（工場等）	新規措置案
着荷主事業者に対する措置	① 特定事業者は、中長期的な計画の作成事務、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（エネルギー管理統括者）を選任 ② エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。（＝役員） ③ 特定事業者は、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。	① 特定着荷主事業者は、中長期的な計画の作成事務、物流生産性向上に関し、物流管理統括者を選任 ② 物流管理統括者は、事業実施を統括管理する者をもって充てなければならない。（＝役員） ③ 物流管理統括者の選任・解任について、着荷主事業所管大臣に届出。

着荷主事業者に対する物流生産性向上の判断基準のイメージ

- 着荷主事業者の判断基準については、大臣告示として作成・公表。
- 着荷主事業者の業種ごとに取り組むことが可能な内容が異なるため、取り組むべき内容については、業種別基準の作成を可能とするなど、業種固有の事情に配慮する必要がある。

記載事項（イメージ）

1. 取組方針の作成及びその効果等の把握
 - （1）取組方針の策定
 - （2）社内体制の構築
 - （3）物流に関する実態把握
2. 物流生産性向上の目標及び計画的に取り組むべき措置
 - （1）目標の設定
 - （2）輸送の効率化に資する措置
 - ①納品リードタイムの延長
 - ②積載効率の向上（発注ロットの拡大等）
 - ③商取引における物流コストの可視化 等
 - （3）労働時間の削減に資する措置（物流供給の確保に資する措置）
 - ①荷降ろしに係る待機時間の削減（バース予約システムの導入等）
 - ②荷降ろしに係る附帯作業時間の削減（標準パレットの活用等）
 - （4）運賃の適正収受に資する措置
 - ①運送契約における運賃・料金の明確化
 - ②運送契約における契約条件（附帯作業等）の明確化

物流事業者に対する措置

- 「待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」に関し、省エネ法を参考として、一定規模以上の物流事業者に対して中長期計画の作成・提出と報告義務を設けることが考えられる。
- 「契約条件の明確化、多重下請構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置」については、多重下請の現状を調査した上で検討する。

	【参考】省エネ法（貨物輸送事業者）	新規措置案
物流事業者に対する措置	① 政府は、貨物輸送事業者の省エネの判断基準を提示 ② 政府は、特定貨物輸送事業者（輸送能力が一定規模以上）を指定 ③ 特定貨物輸送事業者による省エネの中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定貨物輸送事業者による省エネの取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定貨物輸送事業者に対する政府の勧告・命令	① 政府は、物流事業者の物流生産性向上（物流負荷軽減）の判断基準を提示 ② 政府は、特定物流事業者（一定規模以上）を指定 ③ 特定物流事業者による物流生産性向上の中長期計画の作成と政府への提出義務（定期） ④ 特定物流事業者による物流生産性向上の取組状況の政府への報告義務（毎年度） ⑤ 取組が判断基準に照らして著しく不十分な特定物流事業者に対する政府の勧告・命令

物流事業者に対する物流生産性向上の判断基準のイメージ

- 物流事業者の判断基準については、大臣告示として作成・公表。

記載事項（イメージ）

1. 取組方針の作成及びその効果等の把握
 - (1) 取組方針の策定
 - (2) 社内体制の構築
 - (3) 物流に関する実態把握
2. 物流生産性向上の目標及び計画的に取り組むべき措置
 - (1) 目標の設定
 - (2) 輸送の効率化に資する措置
 - ①積載効率の向上（共同配送等）
 - ②運行数の削減（輸送ロットの拡大等）
 - ③物流コストの可視化
 - (3) 労働時間の削減に資する措置
 - ①拘束時間の削減（中継輸送の推進、テールゲートリフターの導入等）
 - ②システムの導入（動態管理システム、配車計画システム、デジタコ等）
 - (4) 運賃の適正収受に資する措置
 - ①運送契約における運賃・料金の明確化（書面化、コスト構造の把握）
 - ②運送契約における契約条件（附帯作業等）の明確化
 - ③ドライバーの賃金改善

主なヒアリング事項

- 主なヒアリング事項としては、主に以下の事項を想定。
- このほか、各業界における物流改善に向けた取組等についても合わせてヒアリングを行う。

1. 「検討素案」について

「（１）待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等物流の平準化を図る措置」及び「（２）経営者層の意識改革を促す措置」の導入を検討しております。当該検討に当たりまして、

①着荷主としての調達物流（部品、原材料等の調達・商品の仕入れに係る物流）、

②発荷主としての販売物流（商品等の販売に係る物流）

のそれぞれについて、貴業界の実態を踏まえて留意すべき事項（リードタイム延長、パレット化、荷待ち時間削減、附帯作業の削減等が困難な事由等）についてご教示ください。

2. 物流標準化・効率化の推進に向けた環境整備について

物流標準化・効率化に向けた環境整備のために推進すべき設備投資（機器導入、バース予約システムの導入等）や、物流効率化に向けた取組に当たって課題となっている制度があればご教示ください。

3. その他、物流効率化に関するご意見・ご要望について

上記のほか、検討会における議論内容に関わらず、物流効率化に関連するご意見・ご要望があればご教示ください。